

# 黒川弘務東京高等検察庁検事長の職責についての検討結果

令和2年5月21日 法務省

## 1 法務省による調査結果（以下「調査結果」という。）

令和2年5月21日付け「黒川弘務東京高等検察庁検事長に関する記事についての調査結果」（以下「調査結果」という。）記載のとおり。

## 2 職責対象となるべき事実等

### (1) 対象事実

黒川弘務東京高等検察庁検事長（以下「黒川検事長」という。）は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の自粛要請期間中である令和2年5月1日頃及び同月13日頃の2回にわたり、東京都内に所在するマンション一室において、報道関係者ら3名とともに、金銭を賭けて麻雀を行ったものである。

### (2) 対象事実特定の理由

黒川検事長については、調査結果のとおり、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の自粛要請期間中である令和2年5月1日頃及び同月13日頃の2回にわたり、記者A、記者B及び記者Cとともに、金銭を賭けて麻雀を行った事実が認められ、この行為は、誠に不適切なものであると認められる。

他方で、黒川検事長が、令和2年5月1日頃及び同月13日頃、記者A方で麻雀を行った後、記者の手配したハイヤーに同乗して帰宅した事実、及び当該ハイヤーの料金を支払っていない事実が認められたが、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したのではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであったと認められ、また、追加費用が発生した事実も確認できないことからすると、社会通念上相当と認められる程度を超えた財産上の利益の供与があったとまでは認められない。

そこで、職責対象となるべき事実として、前記(1)のとおり特定した。

## 3 調査結果を踏まえた黒川検事長の職責の在り方

(1) 検察官は、刑事訴訟法上、唯一の公訴提起機関であり、その職務執行

の公正が直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼす職責を担っている。

そして、黒川検事長は、令和2年5月当時、自ら検察官であったことはもとより、東京高等検察庁検事長として、同高等検察庁管内の全検察官を含む検察庁職員を指揮監督する立場にあった。

そのような立場にありながら、黒川検事長は、調査結果のとおり、令和2年5月1日頃及び同月13日頃に、東京都内において、それぞれ、記者A、記者B及び記者Cと金銭を賭けた麻雀を行ったものである。

また、これらの行為が行われた時期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府による緊急事態宣言が行われ、広く外出自粛等が呼びかけられていた上、法務省からも、法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針が発出され、法務・検察職員においては、これらを踏まえた行動が求められていた時期であった。

さらに、前記各事実以外の機会における金銭を賭けた麻雀については、その具体的な日付を特定しての事実の認定には至らなかったものの、記者A、記者B及び記者Cとともに、約3年前から、月1、2回程度、金銭を賭けた麻雀を行っていたことが認められる。

以上によれば、黒川検事長による前記行為は、誠に不適切であったと認められる。

- (2) 他方で、前記一連の金銭を賭けた麻雀については、旧知の間柄の者の間で、いわゆる点ピン（1,000点を100円換算とするもの）と呼ばれる、必ずしも高額とまではいけないレートで行われたものである。

また、黒川検事長は、事実を認めて深く反省している事実も認められる。

さらに、黒川検事長については、これまで法務省及び検察庁において長年にわたり勤務してきたものであり、その勤務態度は良好で、組織に対して多大な貢献をしてきたものであって、本件までに懲戒処分等を受けたこともなかった。

- (3) これらを総合的に考慮し、先例も踏まえると、黒川検事長に対しては、国家公務員法上の懲戒処分に付すべきとまでは認められないものの、監督上の措置として、最も重い訓告とするのが相当であると考えられる。